



図178 法花鳥屋B遺跡の縄文時代遺物
右上が土偶の破片

氏によって発見され、縄文時代中期前葉の土器とともに、石鏃、蛇紋岩製磨製石斧の刃部などが採集されている。平成十三（二〇〇一）年には、県道新発田豊栄線の付け替え工事に先立って、豊栄市教育委員会が法花鳥屋B遺跡の範囲確認調査を実施した。縄文前期末〜晩期の土器と土偶の破片（図一七八）、弥生土器などが出土した。図一七九はこの時に見つかった弥生土器の壺で、高さは二五センチメートル、口の直径一六・四センチメートル、胴部最大径一六・三センチメートルである。口の方

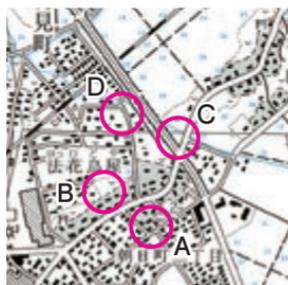


図177 遺跡の位置 2
万5000分1地形図「松浜」

法花鳥屋遺跡 北区太田

法花鳥屋遺跡は、旧豊栄市域でもっとも内陸側の砂丘列の南西の端にある。これまでに、法花鳥屋の集落を中心として四か所（A遺跡〜D遺跡）で遺物が採集されている。いずれも福島方面に向かって沖積地に接する南側の砂丘裾にあり、標高は二メートル前後である。

法花鳥屋A遺跡は、昭和八（一九三三）年に畠山佑二



図179 法花鳥屋B遺跡の弥生土器壺

を上に向けて直立した状態で出土した。ほぼ完全な形で残っており、土器の外側に焦げた痕があることから、煮炊きに使われたと考えられる。また、土器の胴体部分には縄文が施されており、縄文土器の流れをくむ東関東地方の土器の特徴が見られる。土器の全体の形態や施された文様の様式から、弥生時代後期後半から末（およそ一八〇〇年前）ころのものと推定される。当時の人々が生活した遺構から出土したものではなく、ほかに同じ時期の遺物も見つかっていないが、東関東系土器が市域で出土することは少ない上、ほぼ完全な形であることから貴重な資料である。

なお、法花鳥屋C・D遺跡は、ともに土師器片が一〇二点採集されている遺跡である。古代の遺跡であった可能性がある。